

## 個人情報保護法及びマイナンバー法に関する法律改定の 個人情報保護に関連する要検討項目

2015年9月25日  
株式会社エム・ピーオー  
森口修逸

### i. 改定された法令の今後と対応すべき項目

1. 10月1日以降：マイナンバー法の施行の端緒は、10月1日より開始される、国から個人へのマイナンバーの配布です。職員及びその扶養者のマイナンバーの収集が該当します。「個人情報保護方針と利用目的（職員向け）」が関連しますので改定の検討が必要です。その他に留意すべき対象として、個人への支払い（診察医・産業医・読影医等の外部のドクター等）が挙げられます。
2. 12月1日以降：マイナンバーに関連するものとして、給与システムの改修があり、給与システム業者にその内容の確認と運用について、指導を受けて下さい。その内容に従って、安全管理規程関連の規程のうち、給与システムに関する規程の変更が発生致します。
  - (1) 給与システムに関連するもののうち、最低限、下記のもので該当します。
  - (2) 体制図等：マイナンバー部分を操作・運用する要員を設定
  - (3) 入退出規程：給与システム操作室の入退出
  - (4) データ管理規程：マイナンバーに関連する情報のデータの格納場所  
マイナンバーデータの廃棄等
  - (5) 安全管理規程：個人情報の廃棄・消去・再利用  
アカウントおよびパスワードの管理
3. 2016年1月以降：個人情報保護法は定まりましたが、施行に至る前には以下のものが確定している必要があります。その時期は、個人情報保護委員会が発足する2016年1月以降です。
  - (1) 国の基本方針
  - (2) 政令
  - (3) 個人情報保護委員会規則これらに、どの規程が関連するかは不明ですが、法律の改定項目を逐条で追いかけた結果、最低限、下記のもので該当すると考えます。下記のうち、基本規程以外は、機関ごとに改定部分が変わるものと想定されます。
  - (1) 個人情報保護方針（顧客・受診者向け）
  - (2) 基本規程
  - (3) 取得規程
  - (4) 利用提供規程

4. 2016年3月以降：安全管理ガイドライン（正式名称「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」）は、個人情報保護法の施行に合わせて、個人情報保護法に関わるものも関わらないもの（例えば技術の進歩）も含めて、改正される予定です。  
これらには、当然、安全管理規程に関連するいくつかの規程に関係すると考えられますが、どの規程が関連するかは現状では不明で、且つ、機関ごとの事情により、変化があると考えられます。
5. 2016年4月以降：プライバシーマークの依拠する個人情報保護に関するマネジメントシステム規格は JIS Q 15001 であるが、JIS Q 15001 は、①日本国の個人情報保護法を②国際規格（現在は ISO/IEC Guide 72:2001「マネジメントシステム規格の正当性及び作成に関する指針」）でマネジメントする仕組みである。①が改訂になったため、全面的な改訂が必要となるが、ISO のマネジメントシステム（QMS.EMS.ISMS 等）は新たな「共通規格」をベースとして改訂されており、②ISO/IEC Guide 72:2001 の方も、大幅な見直しが必要となると考えられる。JIS Q 15001 の改定時期は公表されていない。

## ii. 改定の概要

### [個人情報保護法]

1. 定義の明確化等
  - a 個人情報の定義の明確化（権利利益を害するおそれが少ないものを除外）
  - b 政令による個人情報の定義の明確化
  - c 要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備と取得の禁止
  - d 小規模事業者も法を適用
  - e 不要個人データの遅滞なき削除
2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保
  - a 利用目的の変更を可能とする規定の整備
  - b 個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備（認定個人情報保護団体）
  - c 匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
    - ・ 「個人情報取扱事業者」の「匿名加工情報」に関する義務
    - ・ 「匿名加工情報取扱事業者」の「匿名加工情報」に関する義務
3. 個人情報の流通の適正さを確保
  - a オプトアウトの厳格化：（本人同意を得ない第三者提供）の公表、内容変更時等の公表  
要配慮個人情報の提供禁止、個人情報保護委員会への届け出
  - b 確認及び記録：トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
  - c 罰則：不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設
4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限
  - a 個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

- b 国の基本方針の作成・公表とその記載事項
- c 個人情報保護委員会による監督
- 5. 個人情報の取扱いのグローバル化
  - a 国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
  - b 外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備
- 6. 請求権
  - a 本人の開示、訂正等、利用停止等の求めは請求権であることを明確化

## [マイナンバー法]

1. マイナンバー取得時の運用上のポイント
  - ⇒ 本人確認+身元確認 が重要（被扶養者も含む）
2. 利用制限： 個人情報保護法第 16 条は、利用目的の範囲内であれば利用可能
  - 社会保障、税および災害対策に関する特定の事務に限定（番号法第 9 条）
  - 必要範囲を超す特定個人情報ファイルの作成禁止（番号法第 28 条）
3. 利用目的を超えた特定個人情報の利用を禁止：本人の同意獲得があっても
  - 利用目的を変更し、改めて利用目的を特定、明示等した上で個人番号の提供を求める。  
 ー番号法第 29 条第 3 項及び第 32 条により、個人情報保護法第 16 条を  
 読み替えて適用
4. 提供の制限
  - 限定された範囲でしか提供（番号法第 19 条）、収集・保管（番号法第 20 条）しては  
 ならない
  - 提供を受ける場合には、本人確認が義務付け（番号法第 15 条）
  - 限定された範囲を除き、他人に対してマイナンバーの提供を求めることを禁止  
 （番号法第 15 条）
5. マイナンバーの安全管理措置：安全管理規程等の改定と安全対策
  - 「個人データ」以外に、紙のマイナンバーも安全管理措置義務（番号法第 12 条）  
 （個人情報保護法は個人データのみ安全管理措置を要求）
  - 個人番号 削除+廃棄（法定保存期間後 の処置の検討）
  - マイナンバーを適用する給与システム等のセキュリティ対策確認  
 マイナンバーに関わる操作者を給与システム全般の操作者からさらに限定  
 ⇒ 必要がない場面で見られないように
  - 技術的な最低限の安全対策  
 ⇒ 誰が何時触ったかのログを残す、データベース（台帳）を保存  
 ⇒ システムをインターネット接続不可